

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成23年 7 月25日

（ 照 会 者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成23年 6 月22日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、貸金業者が金融機関との間で保証契約を締結する行為及び当該保証契約の履行により求償権を取得する行為には、特段の事情がない限り、法第13条の2第1項は適用されない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貸金業者が金融機関との間で保証契約を締結する行為及び当該保証契約の履行により求償権を取得する行為は、法第13条の2第1項に規定されている「貸付けの契約を締結しようとする場合」には該当しないため。

ただし、貸金業者による保証履行が実質的に貸金業者による貸付けであると認められる等、特段の事情がある場合にはこの限りではない。

以 上